

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
サンリン (株)	令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 5 月 15 日まで (4 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 11 月 26 日、独占禁止法第 8 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員 17 社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (1)
渡辺商事 (株)	令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 5 月 15 日まで (4 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 11 月 26 日、独占禁止法第 8 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員 17 社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (1)
(株) 本久	令和 8 年 1 月 16 日から令和 8 年 5 月 15 日まで (4 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 11 月 26 日、独占禁止法第 8 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社を含む長野県石油商業組合北信支部の支部員 17 社に対して、課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (1)

ジェイアール東海コンサルタンツ (株)	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで (10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2 (第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2 (2)
(株) トーニチコンサルタント	令和8年2月17日から令和8年7月16日まで (5か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。 課徴金減免制度の適用を受けた事実を鑑み、指名停止期間を一部免除する。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2 (第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2 (2) 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 第4条第5項
大日コンサルタント (株)	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで (10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2 (第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2 (2)
日本交通技術 (株)	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで (10か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2 (第2条、第4条―第6条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2 (2)

<p>松本大清貿易（株）</p>	<p>令和8年3月24日から令和8年5月23日まで（2か月）</p>	<p>対象会社は、労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和8年2月2日までに松本簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適當であると認められる。</p>	<p>飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準5（1）</p>
<p>飯伊森林組合</p>	<p>令和8年4月30日から令和8年5月13日まで（2週間）</p>	<p>対象事業者は、飯田市上村下栗ビューポイント遊歩道において、作業員1名を負傷させる事故を発生させ、令和8年3月9日に労働安全衛生法の違反により労働基準監督署から是正勧告を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不適當であると認められる。</p>	<p>飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第1（第2条、第4条、第6条関係）事故に基づく措置基準4（1）</p>